

遼寧省著名商標認定・保護規則

2001年2月13日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

遼寧省著名商標認定・保護規則

(2001年2月13日遼寧省第9期人民政府第73回常務會議にて採択され、2001年4月1日より施行する)

第一条 本省における著名商標の認定作業の規範化、著名商標所有者の合法的な権益の保護、本省経済の急速な発展の促進を図るため、関係法律、法規に基づき、かつ本省の実状に鑑み、本規則を制定する。

第二条 本規則にいう遼寧省著名商標とは、市場において、比較的高い知名度、信用度および比較強い競争力を持つとともに、省工商行政管理機関による認定（指定商品および指定役務（サービス）に対する認定を含む、以下同様）を経た登録商標（商品商標および役務（サービス）商標を含む、以下同様）を指す。

第三条 遼寧省著名商標の認定・保護に本規則を適用する。

第四条 省工商行政管理機関は遼寧省著名商標の認定、保護、管理活動に統一的に責任を負う。市、県（県レベルの市、区を含む、以下同様）の工商行政管理機関は遼寧省著名商標の保護・管理活動に責任を負う。

その他のいかなる部門・組織および個人も、遼寧省著名商標の認定を行ってはならない、またはその他の方式を採用し、別の形で遼寧省著名商標の認定を行ってはならない。

第五条 遼寧省著名商標の認定については、自発的な申請および公正、公平、公開の原則を順守しなければならない。

第六条 各級人民政府は企業、その他の経済組織および個人商工業者（以下、経営者と総称）による遼寧省著名商標の創設を奨励するとともに、遼寧省著名商標に対して、保護と支援を付与しなければならない。

第七条 遼寧省著名商標の認定申請に当たっては、以下に掲げる条件に合致していなければな

らない。

(一) 商標所有者について、本省行政区域内で法に従って登記している経営者であること。

(二) 当該商標について、香港・マカオ・台湾で使用を許諾されている商標、外国商標および本省以外の省の商標ではないこと。

(三) 当該商標について、既に登録されており、かつ実際に1年以上使用されていること。

(四) 当該商標を使用する商品について、国内または海外の先進的な品質基準に達しており、かつ品質が安定しており、アフターサービスが良好であること。

(五) 当該商標を使用する商品について、市場で比較的高い信用を得ており、かつ関連する公衆に認知されていること。

(六) 当該商標を使用する商品の売上高、利益、省内外でのシェア、市場の影響範囲などの経済指標について、全省の同業他社のうち上位にあること。

(七) 商標所有者が一定の広告投入を行っており、宣伝範囲が比較的広く、かつ地域も広いこと。

(八) 厳格な商標使用、管理、保護制度を備えていること。

(九) 輸出商品の商標について、比較的多くの国家（地域）または主要輸出国（地域）で登録されており、かつ販売地域が比較的広く、売上高が比較的高いこと。

(十) 商標権の侵害、偽ブランド商品の製造・販売などの違法記録がないこと。

第八条 遼寧省著名商標の認定申請に当たり、申請人は市または県工商行政管理機関に、本規則第七条に規定する条件に合致した証明資料を提供しなければならない。

市または県工商行政管理機関は前項規定の資料受領後15日以内に1次審査を行わなければならない。条件に合致している場合、署名し、推薦意見を付して、省工商行政管理機関に報告する。条件に合致していない場合、審査結果を、申請人に書面で通知し、かつ理由を説明するとともに、記録を残すため、申請資料と意見を省工商行政管理機関に送る。

第九条 省工商行政管理機関は送られてきた関連資料受領後30日以内に審査を行わなければならない。条件に合致している場合、受理するとともに、申請人に書面で通知しなければならない。条件に合致していない場合、申請人に書面で通知するとともに、関連資料を返却しなければならない。

本規則第八条第二項に規定する、記録を残すために送られてきた申請資料について、省工商

行政管理機関は審査を経て、条件に合致すると認めた場合、直接受理することができる。

第十条 省工商行政管理機関は申請受理後、本規則第七条に規定する条件に基づき、申請人およびその商標および相応の商品、サービスに対して、調査を行う、または関連組織に委託して社会調査を行い、遼寧省著名商標審議委員会による論証を経た後、認定または不認定の決定を下す。

遼寧省著名商標審議委員会は省工商行政管理機関が経済貿易、技術監督、税務などの関係行政部門および業界団体、仲介組織など社会団体のプロフェッショナルを招聘し、組成する。具体的な活動方法は省工商行政管理機関が制定するとともに、実施を手配する。

第十一条 認定した遼寧省著名商標については、省工商行政管理機関が統一的に証書、プレートを発給するとともに、全省の主要メディアで公告を発表する。

第十二条 遼寧省著名商標は公告から3年間を有効期間とする。有効期間満了前3ヵ月以内に、遼寧省著名商標所有者は省工商行政管理機関に認定延長の申請を行うことができる。認定条件に合致する場合、省工商行政管理機関は認定延長を確認しなければならず、延長有効期間は毎回3年とする。期限を過ぎても認定延長申請を未提出の場合、認定延長を放棄したものと見なし、省工商行政管理機関は公告を行うとともに、証書、プレートを没収しなければならない。

第十三条 遼寧省著名商標所有者は以下に掲げる権利を享受する。

- (一) 商標権の侵害行為に対して、工商行政管理機関に法による処分を申し立てる。
- (二) 工商行政管理機関に対して、商標保護に関する相談、指導、調整を求める。
- (三) 審査によって使用を許可された商品およびその包装、装飾、説明書、取引文書、または広告宣伝、展覧およびその他の経営活動において「遼寧省著名商標」の文字を使用すること。
- (四) 「中国馳名商標」の選出活動への参加申請。
- (五) 法律、法規、規則に定めるその他権利。

第十四条 遼寧省著名商標所有者は以下に掲げる義務を履行しなければならない。

- (一) 遼寧省著名商標は認定時に査定された指定商品および指定役務（サービス）についてのみ使用することができ、使用範囲を拡大してはならない。

(二) 商標に関する内部管理と自己保護の強化、製品の質またはサービスの質の向上、消費者の苦情の適切な処理、遼寧省著名商標の名声の維持・保護。

(三) 他者による遼寧省著名商標の使用を許諾する場合、法に従って、使用許諾手続きを行うとともに、記録を残すため、省工商行政管理機関に報告しなければならない。

(四) 遼寧省著名商標の登録人の名称、住所など登録事項を変更する場合、審査の上、変更を許可された日から 30 日以内に、記録を残すため、変更事項を省工商行政管理機関に報告しなければならない。

(五) 法律、法規、規則に定めるその他の義務。

第十五条 遼寧省著名商標所有者に、以下に掲げる状況の一つがある場合、省工商行政管理機関はその遼寧省著名商標を取り消し、かつ当該所有者は向こう 3 年間、遼寧省著名商標の認定に参加してはならず、併せて公告する。

(一) 虚偽の証明資料の提供など、欺瞞手段で遼寧省著名商標を取得した場合。

(二) 製品に雑物を混入する、偽物を使用する、または偽物を本物とする、不良品を良品とする、不合格品を合格品と偽る、或いは製品の質が低下したために、消費者の合法的な権益を損なった場合。

(三) 査定された範囲を超えて、遼寧省著名商標を使用した場合。

(四) むやみなに商標の使用を許諾した場合、形を変えて商標標識の売買を行った場合。

(五) 他者の商標専用権を侵害した場合。

前号に掲げる行為があった場合、いかなる部門・組織および個人も工商行政管理機関に通報する権利を有する。

第十六条 遼寧省著名商標は公告を経た後、本省行政区域内で以下に掲げる保護を享受することができる。

(一) 経営者は遼寧省著名商標と同一または類似する文字を企業名称に使用してはならない。公衆が誤認する可能性がある場合、工商行政管理機関は登録を許諾しない。

(二) 経営者は遼寧省著名商標と同一または類似する文字、図形を商品名称、包装、装飾に使用、或いは未登録商標として使用してはならない。

(三) 経営者は遼寧省著名商標の指定商品が持つ名称、包装、装飾またはそれに相似する名称、包装、装飾を無断で使用してはならない。

(四) 経営者は遼寧省著名商標およびその指定商品および指定役務（サービス）を公開で中傷したり、醜悪化したりしてはならない。

(五) 遼寧省著名商標所有者の許諾を経ずに、経営者は当該商標を企業名称または店舗名称に使用してはならない。

(六) 省工商行政管理機関は遼寧省著名商標の「中国馳名商標」の認定申請について、優先的に推薦する。

第十七条 省内における複数の市を跨ぐ遼寧省著名商標専用権の侵害事件については、省工商行政管理機関が調査処理の手配を行い、管轄を指定する。複数の省を跨ぐ遼寧省著名商標専用権の侵害事件については、省工商行政管理機関が現地の工商行政管理機関との調整、調査処理の責任を負う。

遼寧省著名商標の専用権を侵害した場合、工商行政管理機関は調査処理を手配するとともに、事件の登録日から 60 日以内に解決しなければならない。

第十八条 遼寧省著名商標の専用権を侵害した場合、工商行政管理機関は権利侵害行為の即刻停止を命じ、不法経営額（権利侵害品の価値）の 50%または権利侵害によって得た利益の 5 倍の罰金を科すとともに、権利侵害者に、被権利侵害者に対する損失賠償を命じる。

第十九条 不正競争行為によって遼寧省著名商標所有者の合法的な權益を侵害した場合、工商行政管理機関は関係法律、法規の規定に従って処罰する。

第二十条 工商行政管理機関および関係部門の法執行担当者は、職務に忠実で、公平に法を執行しなければならない。職権を乱用する、私情にとらわれて不正をはたらく、職責を軽んじるなどの行為に対して、所属部門・組織または上級主管部門は行政処分を科す。情状が深刻で、犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第二十一条 本規則は 2001 年 4 月 1 日より施行する。本規則公布前に認定された遼寧省著名商標で、有効期間が満了していない場合、引き続き有効である。